

藤井寺市柏原市学校給食組合議会事務規程

令和 5 年 3 月 31 日
議 会 規 程 第 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、藤井寺市柏原市学校給食組合議会（以下「議会」という。）の事務その他に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務職員)

第2条 地方自治法第138条第4項に定める書記長、書記その他の職員は、藤井寺市柏原市学校給食組合総務課の職員をもって充てる。

(職務)

第3条 書記長は、議長の命を受け、議会の庶務を掌理する。

2 書記及びその他職員は、上司の指揮を受け議会の庶務に従事する。

(分掌事務)

第4条 分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 議会庶務関係事務全般についてのこと。
- (2) 議会議事関係事務全般についてのこと。
- (3) その他議会に関すること。

(準用)

第5条 この規程に定めるもののほか、文書取扱いその他事務処理については、藤井寺市柏原市学校給食組合の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。